

小牧市教育大綱及び小牧市教育振興基本計画の改定に係る基本方針

(1) 教育大綱、教育振興基本計画とは

- 教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づく計画であり、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を市長が定めるものである。
- 教育振興基本計画は、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく計画であり、教育大綱を踏まえ、本市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策について、地方公共団体（教育委員会）が定めるものである。
- 教育大綱は本市の教育分野における最上位の計画であり、教育大綱及び教育振興基本計画は令和8年度末をもって計画期間が終了することから、改定を行う。

小牧市教育大綱及び小牧市教育振興基本計画の改定に係る基本方針

(2) 大綱の位置づけ

- 教育大綱は、国の「第4期教育振興基本計画」と、愛知県の「あいちの教育ビジョン2025－第四次愛知県教育振興基本計画－」の内容を参酌するとともに、市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」との整合を図る。
- 本市の教育分野における最上位の計画である。

(3) 計画期間

- 大綱は、社会情勢等に大きな変化があった場合や、市長や市の最上位計画であるまちづくり推進計画に変更があった場合に、必要に応じて見直すこととする。
- 教育振興基本計画の計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とし、5年で見直す。

小牧市教育大綱及び小牧市教育振興基本計画の改定に係る基本方針

(4) 策定体制

①庁内策定体制（教育大綱部分）

- 総合教育会議
委 員：市長、教育長、教育委員
事務局：秘書政策課、教育総務課、その他関係課
所 掌：教育振興基本計画（案）のうち教育大綱部分に関する協議・調整
- 市政戦略本部
委 員：本部長（市長、副本部長副市長）、市長公室長・次長、健康生きがい
 支え合い推進部長・次長、こども未来部長・次長、教育部長・次長
アドバイザー：教育長
事務局：秘書政策課、教育総務課、その他関係課
所 掌：教育振興基本計画（案）のうち教育大綱部分の作成・修正

小牧市教育大綱及び小牧市教育振興基本計画の改定に係る基本方針

②庁外策定体制（教育振興基本計画部分）

- 小牧市教育振興基本計画推進会議（学識経験者等）【要綱設置（既存）】
委 員：学識経験者、関係附属機関の委員、校長、PTA役員
事務局：教育総務課
所 掌：教育振興基本計画（案）に関する協議・調整

(5) 市民参加

- 教育振興基本計画の見直しの中で、児童生徒・保護者・教職員アンケート、教員との意見交換会、パブリックコメント、外部有識者による推進会議等を実施する。